

平成28年第10回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	平成28年9月12日（月） 午前9時35分から午前9時45分まで
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 1階 第1会議室
出席委員	委員長 山田 喜一郎 委員長職務代理者 藤田 正実 委員 今井 智一 委員 松山 顕子 教育長 山本 佳洋
事務局出席者	次長（管理担当） 島田 俊明 次長（指導担当） 松本 則之 次長（学校教育担当） 中村 康春 管理監兼こども未来課長 山元 正浩 教育総務課長 山寄 吉未 学校教育課長 岡根 富美代 教育総務課総務企画係長 林 英明
書記	学校教育課課長補佐 田嶋 治之

議決、報告事項は次のとおりである。

1. 協議事項

- （1）議案第79号 甲賀市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱の制定について

◎教育委員会会議

〔開会 午前9時35分〕

管理担当次長 皆様、おはようございます。

それでは、平成28年第10回甲賀市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

管理担当次長 委員協議会から引き続いての開会ですので、市民憲章の唱和は割愛をさせていただきます。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長 皆さん、おはようございます。開会に当りまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、第10回教育委員会臨時会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、長かった夏休みも終わり、2学期が始まっております。学校のそばを通ると真黒に日焼けした子ども達が、大きな声を出し、運動会の練習に励んでいます。子ども達の元気な姿に活力をいただいています。そして何はともあれ、夏休み中、大きな事故や災害もなく大変喜んでいるところでございます。また、記録的な猛暑日の続いた夏も過ぎ、秋風の季節を迎えつつありますが、例年にもない異常気象が続き、多くの台風が発生し、日本各地で甚大な被害が発生し、今だ多くの人が被災生活を余儀なくされています。改めて、自然の脅威を実感したところであります。当甲賀市に於きましては大きな被害もなく喜んでいるところであります。災害を最小限に抑えるため、緊急時、非常時の備えというものは平素より万全な体制が必要と再認識いたしましたところであります。

委員長 それでは、資料に基づきまして、議題に入らせていただきます。

1. 協議事項(1) 議案第79号甲賀市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱の制定について、資料1に基づ

き、担当より説明をお願いいたします。

学校教育課長      それでは、(1) 議案第79号甲賀市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱の制定について、資料1に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料1により説明)

委員長              ただ今、ご説明いただきました(1) 議案第79号甲賀市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員長              県で条例制定されているので、強制的でないとはいえ、皆に入っていたくように進めていくしかないと思いますが、入られない事もあるのでしょうか。

学校教育課長      県の滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第14条に、「自転車損害賠償保険等への加入」が定められております。罰則規定はありませんが、10月からは保険加入が義務づけられますので、そういったことも含めまして、保護者への周知等させていただきます。

委員長              補償も少額から高額のものもあり、いろいろな保険があると思いますが、どの保険に入るかは個々の自由となるのでしょうか。

学校教育課長      個人賠償責任保険の種類には自転車保険や、自動車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約、全労災、県民共済、PTA保険、自転車を購入された時のTS保険など、様々な保険がございますが、どの保険に入るかは個々の選択となります。

委員長              保護者に対して特別に説明会を開かずに、あいこうかなどの広報で周知するのですか。

学校教育課長      はい。

委員長              今現在の加入状況の把握はできていますか。

学校教育課長      現在把握しているものは、滋賀県PTA連絡協議会の保険に入っておられる方のみで、中学1年生から中学3年生までの生徒3

10人、加入率は約11%です。それ以外の保険に入っておられる方については、こちらでは把握はできておりません。

委員長 中学生が二人おられても、世帯が同じなら1人分となるのでしょうか。

学校教育課長 世帯に中学生が二人の場合、一枚の申請書に二人のお名前を書いていただき、一件分とします。

委員長 保険加入は大切なことなので、全員が加入されるよう十分に周知し、入られない方に対しては根気強く説明していくことが必要だと思います。

学校教育課長 保護者にお渡しさせていただくのは、補助金のご案内とパンフレット、申請書兼請求書を3枚セットにしまして、中学校を通じてお渡しさせていただきます。私立については、個別に案内が出来ないため、あいこうか広報紙やホームページ、あいコムこうかを通じて周知を行いたいと思います。

委員長 補償額の幅は広いのでしょうか。

学校教育課長 公益財団法人滋賀県交通安全協会の保険の資料によりますと、県内に拠点を有する4社の保険会社が提携されておりまして、6月には各学校を通じて生徒に配布されました。また市内全戸にも配布されていますので、ご覧いただいたこともあるかと思いますが、こちらの保険については、3種類ございます。プランAにつきましては年間1,000円の掛金で、世帯すべての方に賠償責任1億円が補償されます。プランBについては2,000円の掛金でプランAに入院保険金と死亡後遺障害保険金が一人分追加され、プランCは家族全員の入院保険金と死亡後遺障害保険金が付加される内容となっております。今回は、掛金の最低金額の1,000円で家族全員の損害賠償の補償がされるプランAを参考としております。

委員 夏休み前に子供が保険の資料をもらってきましたが、勝手な言

い方かもしれませんが、書類をお配りしていても、保護者は忙しく、しっかりと見られていない場合があるのではないかと思います。書類を渡すだけでなく、何か強く周知をしないと、義務化されたことを書いていたとしても、保護者には伝わりにくいと思います。また、多賀町は一括して自治体が加入していますが、甲賀市も生徒を必ず加入されるのであれば、一括加入も考えておられると思いますが、その場合、バス通学はどうなりますか。

学校教育課長 自転車の利用は主に通学ですが、バス通学の場合でも、クラブ活動等で自転車を利用されますので全生徒を対象としています。一括加入につきましては、今年度はすでにPTAの保険に入っておられる方も300人ほどおられますので、補助金として交付する形になりました。委員がおっしゃるように、今後の加入率によりましては一括加入も検討する場合もあると考えます。

委員 PTAの保険に入っている方もおられるし、その他の保険に入っている方もおられるので、一世帯1,000円ではなく、一人1,000円の方がよいのではないのでしょうか。

次長（管理担当） この県条例は自転車に乗られるすべての方を対象にしていますが、甲賀市では安心安全の観点から、まずは中学生の保険の加入促進として交通安全協会のAプランを参考にさせていただきました。今後は加入状況を見ながら、中学生全員をフォロー出来るように、一括加入も検討していきたいと考えています。

委員長 将来的には団体保険と同じように、すべての子供たちを対象に市から一括して入ることも考えてみてはどうでしょうか。また、今年度は、個々に申請していただくので、ある程度の時期を見て申請されていない保護者に対して加入を促進するよう、きめ細かな周知をして、抜けることが無いようにしてほしいと思います。

委員 一括で加入するほうが掛金が少なくなるのですか。

学校教育課長 滋賀県交通安全協会の保険については、一括で入っても個々に

入っても金額が変わらないことを確認しております。

次長（指導担当） 県の条例の意図は自転車に乗る者がしっかりと安全意識を持って保険に加入することが本来の目的だと思います。そのため、自転車に乗る者とその保護者が責任を持って安全を担保することで、市が責任を負うことは若干ずれていると思います。本来であれば自己責任の範疇にありますので、この補助金も未来永劫にあるかはわかりません。

委員 補償の金額もかなり高額になっていますし、保険加入の意識を保護者にしっかりと持ってもらうことも大切ではないかと思えますし、自転車のマナーについての指導も、保護者として、また、学校として努めてやっていく必要があると思います。

学校教育課長 県条例の第9条にも、学校における自転車交通安全教育について定められております。学校においても、入学された当初に、自転車の実技の研修を行ったり、講師を招いて交通安全教室を開催したり、生徒会の活動の中でも啓発活動に取り組んでおります。また地域の皆様のご協力を得ながらマナーの指導等、交通安全教育の向上にさらに努めていきたいと考えております。

教育長 対象が中学生ですので、担任から受け取って保護者に渡すのではなくて、中学生に説明をし、しっかり理解させて、中学生が保護者と話し合い、申込書を書いて持ってくるのが、大事ではないかと思えます。

質問ですが、県立中学生については申請書を学校で取りまとめていただくことは難しいのでしょうか。

学校教育課長 今後、県立中学校と話しを進めていく中で相談したいと思っております。

委員 第2条第2項の但し書きで、市長が特に認める場合はこの限りでないと思いますが、どの様な場合ですか。

学校教育課長 市長が特に認める保護者ではありますが、児童福祉法第44条の

規定により県が設置しております児童福祉施設に入所している生徒や、例えば里親制度に基づき養育をいただいている場合はこれに該当いたします。

委員長 アナウンスの時期はいつになりますか。

学校教育課長 9月1日に、市議会で補正予算を承認いただきましたので、本日の教育委員会臨時会で要綱制定をお認めいただきましたら、14日の校長会で説明を行ない、保護者に案内をさせていただきます。

委員長 子どもたちに、交通安全を意識していただくようにして、併せて保護者に説明を十分にさせていただきまして、全員が加入していただけるよう進めてください。

学校教育課長 県条例による保険加入が10月1日に義務化されますので、10月1日号の広報紙あいこうかに掲載すること、あいコムこうかにおいては、9月15日の収録後、1週間ほど放映の予定をしています。

委員長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問等ないようですので、(1)議案第79号甲賀市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱の制定について、原案のとおり、可決することとします。

委員長 以上で全ての議案を終了いたしました。

委員長 それでは、以上を持ちまして、平成28年第10回甲賀市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

[閉会 午前9時45分]